

平成30年度 鈴鹿市社会福祉協議会 事業計画

● 基本方針

平成30年度は、第2層生活支援コーディネーターの配置が始まり、平成29年度の第1層配置の経緯を踏まえ、本格的に住民の助け合い活動に関わり、新たな仕組みの創出やネットワークづくりを進めていきます。具体的には、地域ニーズの把握や担い手の掘り起こしを進め、それぞれの地域に合った活動や社会資源を充実させていきます。また、近年の複雑化する福祉課題に対し、部署を越えた連携や、関係機関とのネットワーク構築について、年々、必要性が増し、これまでの福祉や医療の分野にとどまらない、法律関係や地域の企業との連携協働が求められております。そこで、地域福祉の拠点である本会の責務として、地域の様々な団体や活動が継続的に機能する基盤整備が重要な取り組みのひとつであると考えています。

また、これらの取り組みと連動して、第3次地域福祉活動計画も実践していきます。平成30年度は計画策定から3年目を迎え、4年間の計画期間の折り返しの時期となります。これまでの2年間の活動を振り返りつつ、先のゴールを見据え、それぞれの計画に取り組んでいきます。

● 重点事業内容

企画総務部門

- ・生活困窮者や低所得者の自立を促す支援施策の推進
- ・自主財源の確保と民間財源の有効活用
- ・第3次地域福祉活動計画の本格的な推進

地域福祉部門

- ・生活支援体制整備事業の推進(生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置・協議体の設置)
- ・地区社協と地域づくり協議会との整合性を図る

ボランティアセンター部門

- ・地域版災害ボランティアコーディネーター養成

権利擁護部門

- ・福祉職向け権利擁護入門講座の開催
- ・市民向け成年後見入門講座の開催

地域包括支援センター部門

- ・圏域地域ケア会議の開催

居宅介護部門

- ・介護保険制度に基づいた居宅サービス計画書の作成
- ・ケアマネジメントの質の向上を図る

訪問介護部門

- ・収入、支出のバランスがとれた健全経営を図る
- ・平成29年度に導入したシステムによりさらなる事務の効率化を図る。
- ・特定事業所加算を取得する。

療育センター部門

- ・小児医療ケア児への在宅訪問療育の実施検討
- ・低年齢児(1歳児・2歳児)の早期療育の充実

ベルホーム部門

- ・意思決定支援の取り組みの充実
- ・他生活介護事業所との連携の強化

● 事業計画

1. 社協活動体制の強化 ～ 会務運営と事業の推進体制の確立 ～

① 会務の運営

- ・理事会・定時評議員会(評議員会)・監事会の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催
- ・第3次地域福祉活動計画評価推進委員会の開催

2. 社協財政基盤の強化 ～ 民間財源の有効活用と自主財源の確保 ～

① 財源確保への取り組み

- ・社協会員の募集
- ・福祉寄付の啓発
- ・赤い羽根共同募金活動の推進
- ・チャリティイベントの開催
- ・資格試験対策講座等の開催

3. 地域福祉活動計画の推進

○ 第3次地域福祉活動計画の推進

- ・第3次地域福祉活動計画を行政計画である「第2期地域福祉計画」と連携して、計画実行に
取り組み、PDCAサイクルに基づいて事業を推進する

(1) 評価推進委員会の開催

計画の推進に関する協議や計画に基づく事業の進捗状況の点検及び評価、見直しなどに
関する検討を年次的に実施

(2) 事務局会議の開催

本会職員を中心に、計画や事業の推進について検討

〔活動計画:1部会〕

① 地域で活躍するひとづくり

- (1) 地域福祉サービスの担い手づくり

- ・福祉のこころを育てる
 - 福祉体験学習や「ふくし探検隊」を継続し、子どもたちに福祉に興味を持たせるきっかけづくりを展開します。
- ・子ども向け認知症サポーター養成講座の開催
- ・鈴鹿ふくし大学の開校
 - 市民の福祉意識を向上できるような「きっかけづくり」の機会をつくります。
- ・福祉のきもちを広げる
 - ボランティア活動について広く一般の方々へ周知できる仕組みづくりに向けた準備
- (2) ボランティア・NPO 活動等の推進
 - ・ちょこっとみまもりたい(隊)の養成
 - ・ボランティア、NPO の連携、協力
- (3) 地域福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターの養成
 - ・コミュニティソーシャルワーカーの配置
 - 既存の制度につながらない方々に対応する専門職の配置を市担当課と協議し、コミュニティソーシャルワーカーの配置を目指します。
 - ・生活支援コーディネーターの配置
 - 高齢者の介護予防や日常生活支援(見守りや外出支援など)の推進役である生活支援コーディネーターの効果的な配置について関係機関と協議して進めます。
 - ・権利擁護ネットワークの構築

〔活動計画:2部会〕

② 多様なニーズのための支援体制づくり

- (1) 心のバリアフリー交流事業
 - ・発達障がいや知的障がいなど、障がいを身近に感じ、知るきっかけづくりを行う。また交流学習やイベントを通じて障がい(者)理解を深める事業を実施する。
- (2) 地域力を高めるあいさつ運動
 - ・あいさつや声かけを通じて、子どもから大人まで日々のコミュニケーションを深め、地域の見守り支援体制を進める。
- (3) 情報伝達の仕組みづくり
 - ・外国人の方々が必要な情報を取得できる仕組みづくりを行う。また情報の仲介的役割を担うキーパーソンの発掘・育成に努める。
- (4) 多文化共生を目指す地域生活支援
 - ・多文化共生を目的に活動する団体やコミュニティに対し、必要な情報の提供や活動支援を行う。
- (5) ひきこもり総合相談窓口
 - ・ひきこもりの問題を抱える家庭の悩みごと相談窓口を設置し、継続的な支援につなげていく。
- (6) 地域コミュニティの活動支援
 - ・地域で孤立しがちなひとり親家庭や高齢者などの交流を目的としたサロン活動の支援や交流イベントの企画などを行う。
- (7) 子ども救済ネットワーク

- ・虐待発生を未然に防ぎ、また生活課題を抱える家庭が地域で孤立しないよう、相談窓口を明確にし、適切な支援が行えるよう関係機関でネットワークを構築していく。

〔活動計画:3部会〕

③ みんなが支え合う地域づくり

- (1) 地域における見守り支援ネットワークの構築
 - ・徘徊高齢者等安心ネットワーク事業の強化
 - ・認知症への理解や支援を深めるべく研修会や懇談会の開催
 - ・発見のための協力登録事業所、登録協力者の拡大
 - ・地域住民の互助活動の構築
- (2) 地域で支え合う仕組みや拠点づくり
 - ・地域住民による有償の助け合い活動(住民参加型在宅福祉サービス)の仕組みづくり
 - ・地域における拠点づくり(サロン活動の推進、空き家の活用等)
- (3) 災害時における支援体制の強化
 - ・地域版災害ボランティアコーディネーターの養成
 - ・地域の防災訓練等に参加し、災害ボランティアセンターの周知を行うとともに、相互の連携を深める

〔活動計画:4部会〕

④ 地域力を生み出す社協基盤づくり

- (1) 寄付や募金の仕組みづくり
 - ・目指せ！かりんちゃんサポーターズ 20 万人計画
個人会員、団体会員、賛助会員の普及啓発に取り組みます。
 - ・広げよう！地域をつなぐかりんちゃん募金
にこちゃん募金や共同募金と連携し、様々な手法で募金活動を展開します。
- (2) イメージキャラクターを活用した様々な地域福祉の推進
 - ・結成！かりんちゃん運営委員会
学生を中心に様々な世代で構成する委員会をつくり、イメージキャラクターを活用した地域福祉活動に取り組みます。
- (3) 社会福祉協議会の事業をより多くの人に知ってもらうための広報の工夫
 - ・発信！こちら、かりんちゃん編集室
広報紙「社協すずか」のリニューアルや、だれにでも分かりやすい社会福祉協議会のパンフレットの取り組みます。

4. 地域福祉事業の推進 ～ 地域福祉の実践と福祉啓発の推進 ～

① 地区社協活動の強化・連携

- (1) 地区社協と地域づくり協議会との整合性を図る
- (2) 地区社協活動の支援(事務活動費の助成、地区社協事業・小地域見守り活動・手作り給食

サービスへの各助成・地域のニーズ把握や社会資源の開発)

- (3) 地区社協連絡会議の開催（・地区社協活動の活性化のための地区社協相互の情報交換や研修機会、活動報告会の企画）

② 福祉教育（福祉協力校事業）の推進

- ・ボランティア活動普及事業、地域交流事業の助成
- ・ワークキャンプ事業の実施
- ・福祉体験学習の実施
- ・教職員向け福祉教育研修会の実施
- ・学校区の福祉施設や住民活動団体との協働の働きかけ

③ ふれあいいきいきサロン（介護予防普及啓発事業）の実施

- ・サロン事業及び当事者団体が行う交流事業への助成
- ・サロン実施団体対象の連絡会議や交流会の開催
- ・サロン活動と地区社協との連携を図り、地域の社会資源としての効果的な運営支援
- ・サロン活動の立ち上げ支援

④ 社会福祉施設との連携

- ・福祉施設連絡協議会の開催
 - (1) 福祉施設相互の情報交換や研修機会の開催。
 - (2) 共催イベント等の連絡調整

⑤ 徘徊高齢者等のための安心ネットワーク事業の実施

- ・認知症高齢者等が行方不明になり、家族が「鈴鹿警察署」に捜索願を提出し、個人情報を開示することに同意された方の情報について「協力店舗・事業所」に FAX を配信、また鈴鹿市のメルモニメールを活用し、メルモニ登録会員に向けて徘徊情報を配信し、行方不明者の早期発見につなげることを目的として実施する。
- ・行方不明者の早期発見を目指し、地域の見守り体制や行方不明時の捜索体制の構築を目的として、自治会や地域づくり協議会と協力して、徘徊捜索模擬訓練等を実施する。

⑥ 成年後見制度支援事業の推進

- (1) 鈴鹿市後見サポートセンターみらいの運営
- ・成年後見制度についての相談受付（電話・来所・訪問）
 - ・市民や関係機関への広報啓発活動（市民向け講座や研修会の開催）
 - ・市民後見人養成に向けての協議検討（運営委員会内で協議）
 - ・法人後見の受任調整
 - ・運営委員会の開催（法人での後見人・法人後見監督人等の受任に係る適否に関する審議、運営に関する重要事項の検討）
- (2) 権利擁護ネットワーク会議の開催（専門職・関係機関の連携強化）

- ・権利擁護事業に係る福祉専門職(社会福祉士・居宅介護支援専門員など)、法律専門職(弁護士・司法書士・行政書士)、行政機関との連携を強化するため(法福官連携)、定期的に会議を開催し、「鈴鹿市法福官連携権利擁護研修会」の企画開催や市民向けの権利擁護に関する啓発物の作成等の取り組みを実施する。

(3) 福祉職向け権利擁護入門講座の実施

- ・福祉職に従事する新任の方や権利擁護について基礎から学びたい方等が、権利擁護に関する基礎知識を習得し、相談者やその家族の方に権利擁護に関する制度や事業を有効に活用していただくことを目的として実施する。

(4) 市民向け成年後見入門講座の実施

- ・市民に対する成年後見制度の普及啓発と今後の鈴鹿市における権利擁護の担い手(市民後见人・親族後见人・日常生活自立支援事業支援員など)の養成に向け実施する。

⑦ 福祉啓発事業の推進

- ・第 32 回ふれあい広場鈴鹿の開催 (開催時期・平成 30 年 10 月予定)
- ・第 41 回鈴鹿市社会福祉大会の開催 (開催時期・平成 30 年 11 月予定)
- ・本会事業の広報啓発 (広報紙「社協すずか」の配布・ホームページの運用・フェイスブックページの活用・福祉講演会の開催など)
- ・イメージキャラクターによる広報事業の推進 (かりんちゃんを活用した地域福祉啓発事業の展開)

5. 福祉サービス支援事業の推進 ～ 住民ニーズに応える福祉サービス事業の実施 ～

① ふれあいふくし総合相談事業

- ・各種専門相談事業の実施 (弁護士(元公証人)相談・司法書士相談・一般相談・高齢者健康相談・福祉相談)

② 福祉有償運送事業

- ・身体障がいや要介護状態の方で、車椅子や寝たきり等により普通自動車での外出が困難な方に対して、福祉有償運送(移送サービス)を実施する。

③ 車椅子貸出事業

- ・鈴鹿市在住の方を対象として、車椅子の貸出を行う。

④ おもちゃ図書館の運営

- ・ボランティアの協力を得て児童に対し、おもちゃを通じて遊びの場所と遊ぶ楽しさを提供する

⑤ ひとり暮らし高齢者給食サービスの実施・支援

- ・地区社協を中心に、民生委員児童委員やボランティアの協力を得て、在宅の一人暮らし高齢者を対象とした配食サービスの継続を実施。配食サービスを通じ、地域の見守り体制の確

立を支援。

⑥ 母子父子寡婦家庭・児童支援事業

- ・共同募金配分事業として母子父子家庭や子育て世帯への支援を行う。
- ・母子父子寡婦福祉の推進（ひとり親家庭ふれあい交流事業への助成）
- ・児童遊園地遊具設置補助事業（自治会で管理している児童遊園地及び公園への遊具の設置・修繕に対し補助を行う）
- ・子育てサロンへの助成（育☆いく子育てサロン事業の推進）

⑦ 生活困窮者に対する支援事業

1. 資金貸付事業

- ・生活福祉資金(低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯への資金貸付)・福祉資金(一時的なつなぎ資金の貸付)の貸付事業の実施。

2. 緊急食糧提供事業

- ・生活困窮世帯に対し緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を推進する。

3. 家計相談支援事業

- ・生活困窮者自立支援制度の任意事業「家計相談支援事業」を鈴鹿市より受託し、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

⑧ 行旅人・ホームレス対策事業

- ・住居を喪失している方もしくは住居を喪失する恐れのある方に対して、各種の制度利用までの支援や住居の確保に向けて相談支援を行う。また行旅中で所持金がない者に対し、旅費の貸付を行う。

⑨ あんしん賃貸支援事業

- ・高齢者や障がい者など民間の賃貸住宅を借りることが困難な世帯に対し、福祉性を含めた相談支援を行う。住宅情報の提供に加え、幅広くアセスメントを行い、福祉支援の必要な方等のコーディネートを行う

(1) 県主催相談会への参加協力

(2) 社協広報による周知活動

(3) 相談窓口の設置

6. ボランティアセンター機能の充実 ～ 地域福祉人材の育成と地域貢献活動への支援 ～

① ボランティア人材の育成

- ・福祉講座等の開講（・音訳・手話・点訳・精神保健福祉・要約筆記体験講座）
- ・地域版『災害ボランティアコーディネーター養成講座』の開講

② ボランティアの活動支援

- (2) 広報・周知活動
 - ・事業周知
 - ・ボランティア・施設募集
- (3) ボランティア活動報告会の実施
- (4) 意見交換会の実施
- (5) 認知症サポーター養成講座（スキルアップ研修）の実施

⑥ 地域リーダー養成講座の実施（新規事業）

- ・各地区で活躍する地域リーダー養成講座の実施
（サロンリーダー、地域ボランティアリーダー、住民参加型在宅福祉サービスの担い手等の育成）

7. 社会福祉センターの管理運営 ～ 住民ニーズに立脚した効果的な運営 ～

① 貸館・福祉バスの運行

- (1) 社会福祉センター貸館・利用業務
- (2) 福祉バス(大型バス・マイクロバス)の運行
 - ・運転代行業者との業務委託契約により、円滑なバスの運行を図る。

8. 介護保険・障害者自立支援事業の推進 ～きめ細かな利用者支援の実施～

① 介護保険事業

- (1) 訪問介護事業所の運営
 - ・介護保険、総合事業におけるホームヘルプサービスの提供
- (2) 要介護認定調査の受託
- (3) 居宅介護支援事業の運営
 - ・介護サービス計画の作成とサービス調整及び給付管理
 - ・介護予防・総合御事業支援計画の作成受託。

② 障害者自立支援事業

- (1) 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業の実施
 - ・居宅介護ホームヘルプサービスの提供
 - ・視覚障害者に対する同行援護サービスの提供
- (2) 地域生活支援事業に基づく移動支援サービスの実施
 - ・移動支援サービスの提供

③ 障害者特定相談支援事業

- (1) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業の実施
 - ・障害者に対する支援計画の作成とサービスの調整

9. 受託事業の推進 ～ 地域社会との協働を目指し、利用者本位のサービスを実践 ～

① 鈴鹿日常生活自立支援センターの運営（三重県社会福祉協議会から受託）

- ・判断能力に不安のある方で、必要なサービスを利用するための判断や意思表示を適切に行うことが困難な方（認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者など）が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常生活上の消費契約の手続き支援、金銭管理等を行う事業として実施する。

② 地域包括支援センターの運営（鈴鹿亀山地区広域連合から受託）

（1） 地域包括支援センター基本業務

- ・総合相談業務 ・介護支援専門員支援 ・虐待等緊急対応
- ・消費者被害の防止 ・成年後見制度活用支援 ・ケアプラン作成
- ・介護保険要介護認定非該当者への支援 ・鈴鹿市在宅生活支援事業支援

（2） 地域社会との連携及び専門職との連携

- ・地域密着型運営推進会議 ・精神障害者アウトリーチ選定委員会
- ・5包括／行政連絡会議事務局 ・主任ケアマネワーキングの開催 ・社会福祉士ワーキングの開催
- ・保健師／看護師ワーキングの開催 ・鈴鹿市地域包括在宅医療・ケアシステム運営会議
- ・各地区民生委員児童委員定例会 ・鈴鹿市難病ケア会議
- ・地区社会福祉協議会との連携 ・鈴鹿市医師会との連携 ・ボランティアとの連携
- ・認知症初期支援チームとの連携 ・介護／医療連携支援センターとの連携

（3） 介護支援専門員、介護保険事業者及び介護者への支援

- ・鈴鹿地区介護支援専門員協会支援（理事会、事例検討会、研修、公開講座、介護の日イベント）
- ・介護保険事業者向け研修会の開催 ・鈴鹿市デイサービス協議会への支援
- ・三重県介護支援専門員実務研修会講師派遣 ・ケアプラン点検会議へのアドバイザー派遣
- ・ケアマネ支援会議の開催 ・地域ケア圏域会議の開催 ・地域課題検討会議
- ・地域ケア会議専門部会 ・地域ケア推進会議 ・鈴鹿医療科学大学看護学部実習指導
- ・介護者の集い開催

（4） 介護予防・認知症予防普及啓発

- ・すごろく作品展の開催 ・出前講座の開催
- ・ホームページ及びフェイスブックページでの発信 ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・認知症支援ボランティア講座 ・認知症カフェ（コミュニティカフェ）の開催支援
- ・地域包括支援センターだよりの作成 ・中部地域包括支援センターだよりの作成

③ 認知症初期集中支援推進事業（鈴鹿市から受託）

- ① 普及啓発推進事業：関係機関、市民への周知広報活動

- ②訪問支援対象者の把握:関係機関とのネットワークの構築
- ③情報収集:効率的な情報収集手段の開拓
- ④アセスメント:共通のアセスメントツールにて評価する
- ⑤家庭訪問
- ⑥チーム員会議:専門医を含めたチーム員会議を開催し、初期集中支援計画を立案する
- ⑦認知症初期集中支援の実施:概ね最長6か月以内で、医療や介護に移行させる
- ⑧医療機関、介護サービスへの引継ぎ、モニタリング
- ⑨初期支援集中支援に関する記録
- ⑩鈴鹿市が開催する「認知症初期支援チーム検討委員会」への出席
- ⑪鈴鹿市内他3チームの立上げ並びに業務支援

④ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置） （鈴鹿市から受託）

- ・生活支援コーディネーターが、平成 29 年度に配置した 1 層（市全体エリア）担当者 1 名に加えて、2 層（包括エリア）として新たに 4 名を配置し、各地区の社会福祉協議会や地域づくり協議会等の各団体・関係機関と連携しながら、小地域福祉活動を推進していく。
- ・生活支援体制整備事業を検討する協議体について、平成 29 年度に 1 層の協議体を設置し、30 年度は 2 層の協議体を設置して、各関係機関との定期的な情報の共有・連携強化を図る。

⑤ 指定管理施設の運営

① 鈴鹿市療育センターの管理運営（鈴鹿市から受託）

- (1) 児童発達支援事業
 - ・療育指導（年齢や発達段階に合わせたクラス別療育支援の実施）
 - ・訓練指導（言語訓練・理学療法・作業療法・動作法訓練の実施）
 - ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
 - ・子ども心身発達医療センターとの連携（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訓練、研修の実施）
 - ・療育研修会（関係機関や市内関連施設の職員を対象に、発達支援のための研修会を実施）
- (2) 放課後等デイサービス事業
 - ・就学児童を対象とした療育、理学療法、作業療法、言語訓練、動作法訓練の実施
 - ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
- (3) 日中一時支援事業（地域生活支援）の実施
- (4) 保育所等訪問支援事業（就学児童を含む）の実施
- (5) 障害児相談支援事業（児童福祉法に基づく）の実施
- (6) 特定相談支援事業（障害者総合支援法に基づく）の実施
- (7) ボランティアの育成（療育・託児・調理など施設支援ボランティアの育成）

② 鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホームの管理運営（鈴鹿市から受託）

- (1) 生活介護事業（日中一時支援事業含む）の提供

- ・個別支援計画に基づく実施
 - ・からだの取り組みの実施（動作法、理学療法士による指導の実施、
心身発達支援センターが行う地域療育支援の活用）
 - ・余暇活動の支援（創作、外出、レクリエーション等の機会を提供）
 - ・健康状態の把握
 - ・送迎サービス
 - ・食事提供サービス
 - ・祝日営業（年末年始除く）
- (2) 地域社会交流
- ・活動支援するボランティア等の受け入れ
 - ・地域主催行事への参加
- (3) 障がい者理解および施設の啓発活動
- ・広報紙三輪車の発行（年4回）、ホームだよりの発行（月1回）
 - ・自主製品「花の木クラフト」創作活動の実施、及び、販売イベントへの参加
 - ・利用者の創作品を展示（アート展の開催、福祉センターの展示）
- (4) 福祉交流
- ・福祉協力校の児童生徒や特別支援学校生徒の体験学習の受け入れ
 - ・社会人・大学・専門学校等の実習生の受け入れ
- (5) 利用者の社会貢献活動の支援
- ・共同募金活動への参加
 - ・地域清掃活動
 - ・笑心バッグづくり
- (6) 利用者の社会貢献活動の支援
- ・生活介護事業所連絡協議会（仮）への参加・協力